

～修学生の皆さまへ～

貸与期間中の届出等について

下記のことが起きた場合は、それぞれ届出をすることになっておりますので必ず提出をお願いします。
この届出は返還債務の全部を免除されるか、返還が完了するまで必要となりますので注意してください。

事 由	提 出 書 類
氏名または住所を変更した場合	氏名（住所）変更届
退学した場合	退学届
休学・停学の処分を受けた場合	休学（停学）届
復学した場合	復学届
養成施設を卒業した場合	卒業届
修学資金の貸与を受けること辞退する場合	修学資金辞退届
連帯保証人の氏名・住所に変更があった場合、連帯保証人が死亡・破産宣告その他の連帯保証人として適当でない理由が生じた場合	連帯保証人氏名（住所）変更（死亡、破産宣告）届

※ 退学・辞退した場合には、修学資金貸与決定取消通知書が通知されます。

※ 様式は今後、当院ウェブページに記載予定ですが、それまでは静岡市立静岡病院人事課まで御連絡ください。様式を郵送にて送付します。

● 貸与決定の取消について

下記の事項に該当する場合は修学資金の貸与が取消となりますので、速やかに連絡をお願いします。

- ・退学したとき
- ・心身の故障のため修学の見込がなくなると認められるとき
- ・修学資金の貸与をうけることを辞退したとき
- ・死亡したとき
- ・修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- ・静岡市立静岡病院への就職の見込がなくなった場合（採用試験に応募しなかったとき、進路決定時に静岡市立静岡病院を希望しなかったとき等）。

● 休学・停学・復学したとき

休学したとき、停学処分を受けたときは、復学するまでの期間中貸与が停止します。

停止期間は、休学した日、停学処分を受けた日の属する月の翌月の分から、復学した日の属する月の分までとなります。



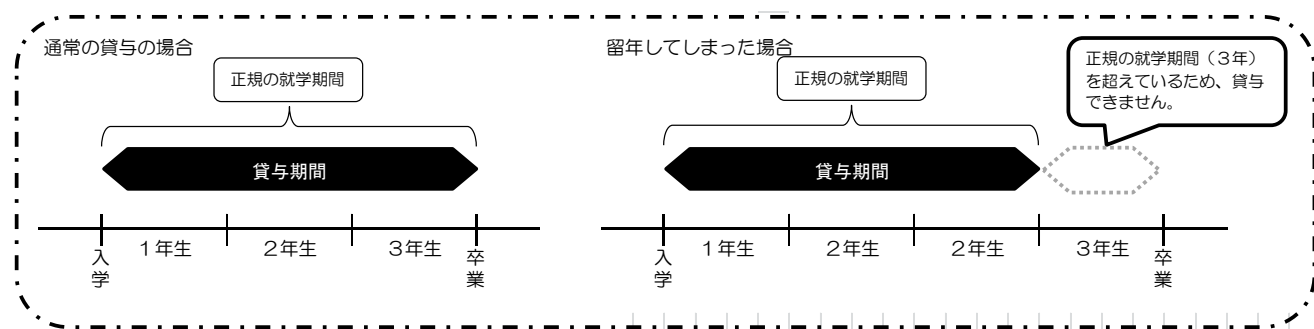
● 留年してしまった場合

留年した場合でも、貸与は止まりませんが、正規の就学期間を越えての貸与はできないため、最終学年で貸与を受けられないことがありますので、注意してください。

【例】

3年制の養成施設で、1年生から貸与を受けた場合、1年生、2年生で留年すると、3年生の時に貸与はできません。つまり、留年して4年目に突入した場合には、4年目の貸与はできないことになります。(下図参照)

ただし、休学していた場合はこの限りではない場合がありますので、静岡市立静岡病院人事課までお問い合わせください。



※ 留年が決定してしまった場合は、必ず静岡市立静岡病院人事課まで連絡してください。

静岡市立静岡病院 人事課 人事・厚生係
〒420-8630 静岡市葵区追手町10番93号
TEL (054) 253-3125